

# 小中学生の医療費助成拡充 平成28年10月診療分からスタート

西条市に住所を有する小中学生の医療費助成を拡充し、平成28年10月診療分から、小中学生に係る医療費の一部負担金を全額助成します。

## 助成の拡充内容

### 外来における拡充

- 拡充前⇒歯科外来のみ助成対象
- 拡充後⇒全ての外来受診が助成対象入院における拡充
- 拡充前⇒病院での支払い後、市担当窓口にて払い戻しの申請が必要（償還払）
- 拡充後⇒病院での支払いで完了（現物給付）

## 助成を受ける方法

医療機関の窓口にて「こども医療費受給者証」と「健康保険証」を提示することで助成が受けられます。ただし、小中学生が休日夜間急患センターや、通常診療時間外に2次救急病院・在宅当番医制度における当番医で受診したか、県外で受診した場合は、

一度病院で医療費を支払った後、領収書などを持って、市担当窓口で払い戻しの申請手続きが必要となります。救急医療体制維持のため、皆さまのご理解をお願いします。

## こども医療費受給者証の交付方法

10月診療分からの医療費助成に必要な「こども医療費受給者証」は、次の方法で交付します。

- 9月上旬の時点で、すでに小中学生の歯科外来助成用のこども医療費受給者証を持っている方  
9月下旬に新しい受給者証を郵送します。交付申請手続きは不要です。
- 小中学生の歯科外来助成用のこども医療費受給者証を持っていない方  
市担当窓口で、受給者証の交付申請手続きを行ってください。その際、次に掲げるものをお持ちください。

- 助成対象のお子さんの健康保険証
- 印鑑（スタンプ印不可）
- 個人番号カード、個人番号通知カード

ド、個人番号が記載された住民票の写しなど、保護者と助成対象のお子さんの個人番号（マイナンバー）がわかるもの

## 注意事項

- すでに「重度心身障害者医療費受給者証」または「ひとり親世帯等医療費受給者証」を持っている方は、そちらが優先するため、こども医療費受給者証の交付申請は不要です。
- 入院時の食事負担額、個室代など医療保険が適用されない費用は、助成されません。

## 申請先・問合せ

- 市庁舎新館1階 国保医療課  
Tel 0897-52-1212
- 東予総合支所 市民福祉課  
Tel 0898-64-2700
- 丹原総合支所 市民福祉課  
Tel 0898-68-7300
- 小松総合支所 市民福祉課  
Tel 0898-72-2111

## 交通死亡事故ゼロ 連続200日達成！

8月1日、西条市内では交通死亡事故ゼロ連続200日を達成し、交通安全全県民総ぐるみ運動愛媛県本部長（県知事）から西条市に「交通安全対策優良市町表彰」が贈られました。

これは、西条市民が一体となって交通安全対策を効果的に推進してきた成果といえますが、県内では7月20日〜29日の10日間で5件の交通死亡事故が発生し、交通死亡事故多発緊急事態宣言が発令されるなど、予断を許さない状況にあります。

これからも「子ども・高齢者を交通事故から守る」「ヘルメット・シートベルトを必ず着用」などの交通ルールを守り、市民総ぐるみで交通事故を起こさないようにしましょう。

問合せ 市庁舎新館5階 危機管理課  
Tel 0897-52-1283

## 県内の交通事故発生状況

平成28年1月1日～7月31日  
※（ ）は前年比

	愛媛県	西条市
発生件数	2,536件 (-467件)	242件 (-7件)
死者数	42人 (-5人)	1人 (-4人)
傷者数	3,024人 (-491人)	296人 (+4人)